

## リース特別控除取戻税額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

旧租税特別措置法適用条項				1			
供用廃止設備の明細	資産区分	種類	類	2			
		資産の名称	称	3			
		貸借年月日	日	4	昭平	・	昭平
		リース契約期間の月数	月	5		月	月
		事業の用に供した年月日	日	6	昭平	・	昭平
		事業の用に供しなくなった年月日	日	7	・	・	・
		事業の用に供した月数	月	8		月	月
	税率額	リース費用の総額	額	9		円	円
	控除相当額	基準リース料 $(9) \times \frac{1}{100}$	額	10			
	限度額	税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{1}{100}$	額	11			
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供控用に除廃お額止ける額のり計	供用年度のリース特別控除額 (別表六(三十六)「6」の供用年度分)	額	12			
	設ける當の資のうち特戻受ける既別しけ場合に控のた合	(12)リ除適資の「の用産がうス取をあち特戻受ける既別しけ場合に控のた合	計	13			
		①又は(①+②)	額	14		(17)の①	(17)の①+②
		(13)+(14)	額	15			
	年別算	供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (12)-(15)(マイナスの場合0)	額	16			
	年別算	供用年度のリース税額控除実施額 ((11)と(16)のうち少ない金額)	額	17	①	②	
	供超用過廃額止の設控備除の実繰施越額相額当控額除の限計度算	供用年度後における繰越税額控除限度超過額 (別表六(三十六)「7」の合計)	額	18			
		供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (別表六(三十六)「9」の供用年度分)	額	19			
		(18)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	額	20			
		供ス象に除用がある特設リのをある年別備「取受る度控の戻受け場合の除う特した合リのち別の資」対既控適産	計	21			
リース税額控除実施額の計算		③又は(③+④)	額	22		(27)の③	(27)の③+④
		(21)+(22)	額	23			
		(18)のうち連結納税の承認を取り消された日前5年以内に開始した各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額	額	24			
		供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施額相当額 (18)-(19)-(20)-(23)-(24)(マイナスの場合0)	額	25			
		(11)-(17)	額	26			
リ取戻税額別控除算	供用年度後のリース税額控除実施額の計算	供用年度後のリース税額控除実施額 ((25)と(26)のうち少ない金額)	額	27	③	④	
		供用廃止設備のリース税額控除実施額 (17)+(27)	額	28			
リ取戻税額別控除算	(11)と(28)のうち少ない金額	額	29				
	リース特別控除取戻税額 $(29) \times \frac{(5)-(8)}{(5)}$	額	30				
	リース特別控除取戻税額の合計額	額	31				(30)の計
供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細							
資産の名称	32						計
事業の用に供した年月日	33	昭平	・	昭平	・	昭平	
事業の用に供しなくなった年月日	34	・	・	・	・	・	
リース費用の総額	35	円	円	円	円	円	円
供用年度のリース税額控除実施額	36						
供用年度後のリース税額控除実施額	37						
リース税額控除実施額 (36)+(37)	38						